

# 認知症研修認定薬剤師制度

平成27年7月  
日本薬局学会

## 制度の目的

認知症研修認定薬剤師制度は、認知症領域において医薬品に関わる専門的立場から医療・介護・福祉チームの一員として薬物療法を中心に参画するための能力と適性を備え、さらに認知症の人とその家族等に対して薬学的視点をふまえた適切な助言および対応ができる薬剤師の養成を目的として創設する。

## 制度の意義

本制度の実施により、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン平成27年1月27日発表）に明記された、薬局、薬剤師に期待される認知症の早期発見の役割を担い、認知症の疑いのある人に早期に気付きかかりつけ医等と連携して対応するとともに、認知症の人の状況に応じた服薬指導等を適切に行うことを推進する。

# 認知症の人の意思が尊重され、住み慣れた地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現

認知症・予防 → 早期対応 → チームで支援・情報共有  
薬学的視点を持って



## 認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン) 資料1 ～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～の概要

- ・ 高齢者の約4人に1人が認知症の人又はその予備群。高齢化の進展に伴い、認知症の人はさらに増加 2012(平成24)年 462万人(約7人に1人) ⇒ **新** 2025(平成37)年 約700万人(約5人に1人)
- ・ 認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるような環境整備が必要。

### 新オレンジプランの基本的考え方

認知症の人の意思が尊重され、できる限り**住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続ける**ことができる社会の実現を目指す。

- ・ 厚生労働省が関係府省庁(内閣官房、内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)と共同して策定
- ・ 新プランの対象期間は団塊の世代が75歳以上となる2025(平成37)年だが、数値目標は介護保険に合わせて2017(平成29)年度末等
- ・ 策定に当たり認知症の人やその家族など様々な関係者から幅広く意見を聴取

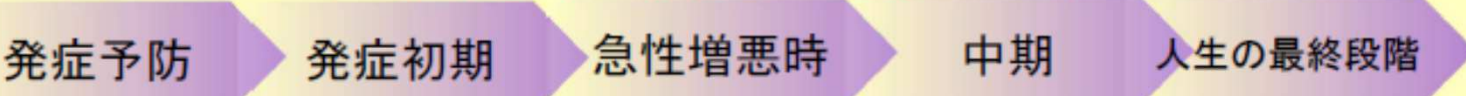
### 七つの柱

- ① 認知症への理解を深めるための**普及・啓発**の推進
- ② 認知症の容態に応じた適時・適切な**医療・介護等**の提供
- ③ **若年性認知症施策**の強化
- ④ 認知症の人の**介護者への支援**
- ⑤ 認知症の人を含む高齢者に**やさしい地域づくり**の推進
- ⑥ 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の**研究開発**及びその成果の普及の推進
- ⑦ **認知症の人やその家族の視点**の重視



## Ⅱ 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供

### 【基本的考え方】

- 容態の変化に応じて医療・介護等が有機的に連携し、適時・適切に切れ目なく提供
- 
- 早期診断・早期対応を軸とし、妄想・うつ・徘徊等の行動・心理症状(BPSD)や身体合併症等が見られても、医療機関・介護施設等での対応が固定化されないように、最もふさわしい場所で適切なサービスが提供される循環型の仕組み

### ① 本人主体の医療・介護等の徹底

### ② 発症予防の推進

### ③ 早期診断・早期対応のための体制整備

新

- かかりつけ医の認知症対応力向上、認知症サポート医の養成等
- 歯科医師・薬剤師の認知症対応力向上
- 認知症疾患医療センター等の整備
- 認知症初期集中支援チームの設置

【かかりつけ医認知症対応力向上研修の受講者数(累計)】(目標引上げ)

現行プラン: 2017(平成29)年度末 50,000人 ⇒ 新プラン: 60,000人

【認知症サポート医養成研修の受講者数(累計)】(目標引上げ)

現行プラン: 2017(平成29)年度末 4,000人 ⇒ 新プラン: 5,000人

【認知症初期集中支援チームの設置市町村数】(目標引上げ)

新プラン: 2018(平成30)年度からすべての市町村で実施

# 認知症施策推進総合戦略本文 (新オレンジプラン)

平成27年1月27日より抜粋

## 7ページ

かかりつけ機能に加えて地域の医療機関、認知症疾患医療センター、地域包括支援センター等との日常的な連携機能を有する歯科医療機関や薬局も、認知症の早期発見における役割が期待される。

歯科医師等による口腔機能の管理や薬剤師による服薬指導等を通じてこれらの専門職が高齢者等と接する中で、認知症の疑いがある人に早期に気付き、かかりつけ医等と連携して対応するとともに、その後も認知症の人の状況に応じた口腔機能の管理や服薬指導等を適切に行うことを推進する。

# 認知症施策推進総合戦略本文 (新オレンジプラン)

平成27年1月27日より抜粋

## 15ページ

認知症は今や一般的な病気(Common Disease)であり、診療科を超えて連携して対応していく必要があるほか、介護による生活の支援がないと医療での対応だけでは支援が成り立たないという特徴がある。特に、早期診断・早期対応や行動・心理症状(BPSD)、身体合併症等への対応においては、かかりつけ医・認知症サポート医・認知症専門医、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、急性期対応を主とする病院・リハビリテーション対応を主とする病院・精神科病院、歯科医療機関、薬局、地域包括支援センター、介護支援専門員、介護サービス事業者など様々な主体が関わることから、医療・介護関係者等との間の情報共有が重要である。

# 制度の目的

認知症研修認定薬剤師制度は、認知症領域において医薬品に関わる専門的立場から医療・介護・福祉チームの一員として薬物療法を中心に参画するための能力と適性を備え、さらに認知症の人とその家族等に対して薬学的視点をふまえた適切な助言および対応ができる薬剤師の養成を目的として創設する。